

平成19年第2回潟上市議会定例会会議録（2日目）

○開 議 平成19年 6月11日 午前10:00

○散 会 午前10:36

○出席議員（20名）

1番 千田正英	2番 戸田俊樹	3番 児玉春雄
4番 成田進	5番 澤井昭二郎	6番 藤原幸雄
7番 佐藤恵佐雄	8番 小林悟	9番 佐藤義久
11番 藤原典男	12番 佐藤幸孝	13番 佐藤昇
14番 伊藤博	15番 伊藤栄悦	16番 菅原久和
17番 中川光博	19番 大谷貞廣	20番 西村武
21番 堀井克見	22番 藤原幸作	

○欠席議員（1名）

10番 赤平末次郎

○説明のための出席者

市 長	石川光男	副 市 長	鑑 利 行
教 育 長	小林洋	総 務 部 長	肥田野耕二
会計管理者兼会計課長	門間鋼悦	産業建設部長	伊藤賢志
水道局長兼水道課長	澤井昭	教 育 次 長	山平東
市民生活部長	菅生一也	福祉保健部長	丸谷昇
選挙管理委員会事務局長・ 監査委員事務局長	中泉作右衛門	総 務 課 長	鈴木公悦
市長公室長	鈴木司	財 政 課 長	幸村公明
産 業 課 長	山口義光	建 設 課 長	鈴木利美
総務学事課長	櫻庭新悦	幼児教育課長	伊藤清孝
生涯学習課長	瀬下三男	市 民 課 長 兼飯田川総合窓口センター長	宮田隆悦
社会福祉課長	児玉俊幸	健 康 課 長	小林健一
収 納 課 長	菅原龍太郎	追分出張所長	鈴木久雄

農業委員会事務局長	田 仲 茂 隆	下水道課長	藤 原 貞 雄
都市整備課長	佐々木 博 信	国体事務局長	菅 原 徳 志
スポーツ振興課長	根 一	生活環境課長	鈴 木 鋼 生
高齢福祉課長	伊 藤 律 子	昭和総合窓口センター長	川 上 秀 佐 男
天王総合窓口センター長	三 浦 喜 博	追分地区児童館長	櫻 庭 久 俊

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	門 間 裕 一	議会事務局次長	伊 藤 正 吉
--------	---------	---------	---------

平成19年第2回潟上市議会定例会日程表（第2号）

平成19年6月11日（2日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長（藤原幸作） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

なお、10番赤平末次郎議員より欠席届けが提出されておりますことを報告します。

定足数に達しておりますので、これより平成19年第2回潟上市議会定例会を再開致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（藤原幸作） 日程第1、議員の一般質問を行います。

本日の一般質問は、11番藤原典男議員が行います。

なお、時間は答弁を含めて60分とし、質問は最初は発言席において、再質問は自分の席にてお願い致します。

11番藤原典男議員の発言を許します。11番。

○11番（藤原典男） おはようございます。日本共産党の藤原典男です。

6月議会を準備されました市長はじめ関係の職員の皆様、本当に御苦労さまでございます。また、朝早くから議会の傍聴に来られました市民の皆様、報道関係の皆様、本当に御苦労さまでございます。

私は、今後の潟上市民の生活にかかわる問題について3点にわたり一般質問を行いますので、前向きなるご答弁を宜しくお願い致します。

1点めは、国民健康保険税と予防医療に対する当局の見解や今後の取り組みについて伺います。

市民が健康で長生きし楽しく暮らせることは、潟上市民だれもが願っていることと思います。病気になってはじめて健康のありがたさを感じたという方は、多くの方の共通の思いだと思います。

近年、医療技術も発達して長寿を迎える方もいる一方、今の経済の状況を反映し、「安い年金から介護保険も引かれ生活できない」という声や、「ほかに働くところがなくて安い賃金で働かざるを得ない」とか、「50代になればいくら職を探しても見つからず、長期にわたり失業状態だ」という理由で、国民健康保険税を払いたくても支払うことができず滞納している世帯も増えてきているのが最近の現状ではないでしょうか。

特に若い世代にとっては派遣労働・パート労働で低賃金労働者が増えており、社会保険もない事業所で働かざるを得ず、生活に追われ国保税を納めることができないのが実態だと思います。ワーキングプアという言葉も生まれたように、働く貧困層、働いても働いても低賃金のために生活水準以下の生活を余儀なくされている方たちも多数います。そのような方が潟上市にもいることは事実です。

このような中での国民健康保険税の収納率の最近の状況はどうなっているのか、また、医療費の推移および減免申請書の状況はどうなっているのか伺いたいと思います。

国民健康保険税を滞納すれば、短期保険証、資格証明書の発行となります。資格証明書を発行されますと、病院窓口では10割を一時的に支払わなければならないため、結局、我慢して手遅れになるか、医療費がかかり過ぎることになると思います。国民健康保険税を支払いたくても支払うことができない方にとっては大きな生活の負担です。高い国民健康保険税を何とか引き下げてもらいたいという声は多数あります。潟上市は国民健康保険の収納率が県内でも低い方にあり、また、1人当たりの年間医療費は近隣に秋田市もあることから高いものとなっております。高すぎる国民健康保険税の引き下げのためにも、今後、市の取り組みはいろいろあると思われませんが、国保税の減免申請ができる対象者には減免申請書の提出を確実に行ってもらう取り組みも必要と思われま。必要な医療を受けてもらいながらも、市民の皆さんからは病気にならず健康を維持できるような市の対策が必要と思います。その取り組みにより、将来、医療費も低く抑えることができるはずですが、その点では予防医療が健全な国保財政のためにも大いに有効だという事例があります。

長野県では、老人の医療費が1990年から連続で14年間最下位となっております。1人当たりの老人医療費は全国平均の8割余です。1人当たりの医療費が低い理由として、1つには、1年のうちに医者にかかる件数が少ないことと、入院しても短い期間で退院することが挙げられております。そして、あまり医者にかからないこと理由として、高齢者の就業率が高く、県内で行われる老人大学や生涯学習講座で学んでいること。そして人口当たりの保健師の数が多く、検診や生活指導など住民の健康維持を図り、保健指導員、食生活改善推進委員が健康づくりの知識や体験を住民に広めていること。一人暮らしの老人が少なく、家族が在宅福祉を支えていること。退院してからの診療所や訪問看護ステーションなどが看護や介護する家族を支えているからだとしています。また、各市町村の健康診査の中には大変綿密なものがあり、セット検診を行っております。

セット検診では、基本健康診査、肝炎ウイルス検査、胃がん・大腸がん・肺がん・前立腺がん検診が同じ会場で一度に済ませることが出来ます。すぐ近くの五城目町では、脳ドックを受診した方には町からの補助金も出ています。そのような取り組みも必要ではないでしょうか。今後の潟上市での予防医療への考え方、取り組み方についても伺いたいと思います。

また、この取り組みを行う上で市の政策とともに保健師の役割も非常に大きいものがあります。人口当たりの保健師の人員が仕事量からいって適切なのか。十分に保健師としての本来の業務を遂行でき、能力を発揮できる体制にあるのか。保健指導として地域に出ていける余裕があるのか。必要であれば要員の補充も考えているのかどうか伺いたいと思います。

2点め、次に臨時職員の身分である給食調理師の方の待遇について伺いますが、この問題については、ほかにも市に雇用されている臨時職員の待遇についても念頭に置きながら質問するものです。

潟上市での保育所や小・中学校給食調理員の方の待遇については、ほとんどの方が長年の間、臨時職員として学校給食を支えてきましたが、市の提案では、法律関連により雇用形態の変更で賃金面やその他待遇についても大幅な労働条件の低下となることが提案されているようです。3町合併による調整も必要ですが、賃金面でのダウンは今、社会的にも問題になっている格差社会、ワーキングプアにも拍車をかけることとなります。この方たちの話によれば、賃金面では今年になり、今まであった期末手当と勤勉手当がカットされ、日給は上がったものの年間では40万円のダウンということです。そして、来年になれば現在の日給7,200円が時間給の800円、日給にすると5,600円を予定しているようです。勤務日数が20日だとすれば、手取額は11万9,600円が来年は8万円台になるのではないのでしょうか。これだけで生活している方にとっては、1日の生活の大半を拘束されていることもあります。臨時の職員はアルバイトができないという制約もあり、賃金ダウンによる生活苦が懸念されます。通勤手当も最高で6,200円が来年はなくなり、ゼロになるようです。いろいろな事情がありながらも、私は地方自治体が働く労働者の賃金ダウンをはじめ労働条件の切り下げを行うことは時代の流れに逆行し、そのようなことは行うべきではないし、むしろ労働条件の向上に向けて努力すべきと思います。

国会では、全労連や連合という労働組合団体の違いを超えて、時給は最低1,000円は

必要という声も聞かれます。諸手当の取り下げも行うべきではありません。長年の臨時職員としての身分からも、待遇については特別の扱いとして一定数の人数は職員化すべきと思われるが、見解を伺いたいと思います。また、他の臨時職員の賃金についても生活できる保障額にすべきと思われるが、見解を伺いたいと思います。

次に、3点めに入ります。公益通報者保護法について質問致します。

この間、全国では県知事や市長も含めた官製談合の続発、原子力発電所の記録改ざん・隠匿、日本ハムや雪印食品の牛肉偽装問題、三菱自動車のリコール隠しなどの事件が相次ぎました。

その中で、企業や行政機関における不正を社会的に明らかにする内部告発があり、そのことによりマスコミでも不正が大きく取り上げられました。しかし、勇気ある内部告発をした人たちに対する報復も後を絶ちません。不正を社会的に告発した人たちを保護することは、社会正義を実現し、住民の利益を守る上で重要なことです。

アメリカやイギリスでは、内部告発者は「警鐘を鳴らす人」と呼ばれ保護する制度が確立されております。正当な内部告発は、民主主義社会の健全な発展にとって欠かすことはできず、企業や行政機関の責務でもあり、世界や日本の流れでもあります。

内閣府の調査によると、「公益通報者を保護するための法制度が必要だと考えるか」の問いに対し、「必要」と答えた人は65.5%、「場合によっては必要」が31%と大多数が制定を望んでいました。

これらの背景の下、2004年3月の閣議決定をして、第159回国会で公益通報者保護法が決定しました。同法は、労働者が事業内部の一定の犯罪行為やその他の法令違反行為について所定の要件を満たして通報を行った場合、解雇の無効、降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、もっぱら雑務に従事させること、退職金の減額・没収、その他の不利益な取り扱いの禁止を定め、公益通報を受けた事業者や行政機関の取るべき措置を明らかにしております。450本の法律に含まれないものもあり不十分な部分もありますが、地方自治体ではまだ条例化されているところは少ないのが実態です。

現在、内閣府は公益通報者保護法施行1年経過したのを機に地方自治体の公益通報者保護法の関連条例の制定有無などについて調査中ですが、この潟上市ではこの条例制定について必要と判断するのかどうか、見解を伺いたいと思います。

以上で壇上からの1回めの質問を終わります。どうか明確なるご答弁を宜しくお願い

致します。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 11番藤原議員の一般質問の第1点め、国民健康保険税と予防医療の取り組みについてお答えを申し上げます。

国民健康保険は、高齢者や低所得者の方など保険税負担能力の小さい人が多いことから、市においても大変厳しい運営状況となっております。

最近の収納率の状況であります。16年度は現年課税分87.79%、滞納繰越分10.36%、17年度現年課税分87.92%、滞納繰越分13.63%となっております。18年度分については、5月31日に出納閉鎖が行われたばかりでありますので、まだ確定していない状況であります。

また、国保税の減免の状況であります。17年度は申請件数が151件で、承認件数が148件であります。18年度は149件の申請で、143件が承認されております。

医療費の推移であります。16年度は19億1,900万円、17年度21億9,400万円、18年度についてはまだ数値が確定しておりませんが、退職医療給付費が前年度より増加しております。

また、市民の健康づくりはまちづくりの根幹であり、「明るく健やかに暮らせる生涯健康長寿社会」の実現を目指し、検診をはじめ各種健康づくり事業を展開し、保健行政の充実を図ってまいりたいと存じます。

また、住民の健康に対するニーズは年々多様化・専門化してきている中で、より市民の健康づくりを推進するため、保健福祉の連携など総合的な取り組みが大切であります。そんな中で、専門職員である保健師の業務の幅が大きく広がってきております。そのため、今年度は保健師を1名増員し、現体制保健師10名体制で進めております。今後も充実した保健サービスを推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願い致します。

一般質問の2点め、給食調理員の待遇についてお答えを申し上げます。

臨時職員の待遇につきましては、合併時にそれぞれの町における賃金や勤務時間等がまちまちであったため、段階的に調整を取りながら、市で定めた基準賃金単価に統一すべく取り組んでいるところであります。

中でも、地方公務員法で定めている任用期間（1年以内）を超えて継続雇用し、ボーナスを支給していた給食調理員を含む臨時職員の見直しであります。このままの雇用体系では今後の雇用ができなくなることから、引き続き本市の臨時職員として雇用でき

る、更新回数に制限のない短時間任用職員に見直しをすることと致しました。

そのため、対象職員には本年1月9日・10日・11日の3日間、説明会を開催し、経緯と見直し内容について了承をいただいております。見直しについては、賃金の激減緩和のため本年度を調整期間とし、20年度から実施することとしておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

なお、「諸手当の切り下げも行うべきではない」というご指摘ですが、諸手当支給（時間外勤務時間、休日勤務時間を除く。）そのものが法に抵触するので支給できません。

また、「特別の扱いとして一定数の人員は職員化すべきと思われる」とのことですが、正職員は公平な試験を行って採用することを法で定めており、いかなる場合であっても臨時職員を正職員に移行することはできないことになっております。

また、市が雇用する臨時職員の賃金については、すべての職種で最低賃金を上回っておりますが、賃金の引き上げについては、それぞれの職種や勤務形態、他市町村の状況、また、本市の財政状況などを勘案しながら毎年度見直しを検討しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点めの公益通報者保護法についてお答えします。

労働者が事業者内部の法令違反行為について、それぞれ所定の要件を満たして公益通報を行った場合の解雇の無効、その他の不利益な取り扱いを禁止するため、公益通報者保護法が平成18年4月1日に施行されております。

ご質問の潟上市において関連条例制定について必要と判断するのかどうかということですが、公益通報者保護法には条例制定について義務づけておりません。同法第6条に「解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止する他の法令の規定の適用を妨げるものではない」としております。地方公務員の場合、地方公務員法第13条（平等取扱の原則）、第27条（分限および懲戒の基準）等で保護されております。

しかしながら、本市では公益通報の重要性を認識し、平成18年6月26日に「潟上市職員等からの通報処理に関する要綱」を定め、施行しております。

以上であります。

○議長（藤原幸作） 11番、再質問ありますか。11番。

○11番（藤原典男） 第1点めの国民健康保険税の問題についてなんですけれども、減免申請書の状況とか、それから収納状況とかいろいろわかりましたけれども、やはり払

えない、国民健康保険税引き下げは本当に大事なことですけれども、この一般質問の最初の質問の中にも出しましたけれども減免の対象となる方にやはり確実に出してもらうということが必要ではないかと、そういう取り組みも含めてもう一度答弁願います。

それから予防医療については、保健師さんも1人補充したとありますけれども、長野県では10万人当たり52人の保健師さんがいて、いろんな地域を回りながら健康の問題に取り上げてフォローして、また入院患者さんが退院した場合のフォロー、訪問看護を含めて、そういうことをやっていますけれども、10万人に52名の定員というのは、やはりこの鴻上市で言えば10人の保健師では足りないと、私はそう思うわけです。長い目で見れば、やはり予防医療をきちっとやりながら医療費を抑えて、そしてまた国民健康保険税も引き下げていくということになれば収納率も上がっていくのじゃないかと。健康に対する皆さんの意識も変わって、健康でみんなが楽しく暮らせるようになっていくのじゃないかと思うわけですので、1人補充という話もありましたけれども、今後も引き続いて保健師さんの仕事がどうなっているのかということをもた再検討して向かっていってほしいと思います。

それから予防医療については、先ほど五城目町の脳ドックの話も出しましたけれども、井川町では小学生まで歯医者が無料になっています。これは父母負担を軽くするということがありますけれども、将来的にはやはり歯の問題でお金を大人になってからかけることのないようにという予防医療の本当の典型的なものだと思うのです。今、中学校までフッ素の洗口という、口を洗いですね、そういうことも県の基準を上回ってやっております。それから妊婦検診のことについては、県の基準では4回まで、鴻上市では無料ということなのですけれども、県では4回までですけれども、それに上積みして鴻上市ではもう5点ほど無料制度を補充しているということもありますし、私はその点では評価していいと思うのですけれども、さらに枠を広げていってほしいと思います。

それから保健師さんの仕事の関係なのですけれども、やはり定期的な市の関係、やはり集まってディスカッションをやって、本当に予防医療の体制をつくっていくということが必要だと思われま。

それから2点めの給食調理員の方の問題なのですけれども、いろいろな思いが寄せられております。例えば旧町で臨時職員として採用されて、いつかは職員になるのじゃないかという思いでプロとして調理師の資格を取ってきたり、また、仕事ではノロウイルス

スが発生したときに食中毒を出さないように本当に神経を使い、また、給食というのは時間が限られていますから時間に合わせて本当に一生懸命頑張っていると。腕ぶつけたり火傷もしたりしながらも一生懸命頑張っているし、また、夏ではエアコンがついているのですけれども全然効かないような状態、それから冬は最初の仕事のはじめは暖房なしの状態です。本当にコンクリートが冷えて大変だというふうなこともあるし、それから設備がほかと違ってちょっと整っていないけれども本当に難儀して頑張っているということから見れば、ほかの臨時職員の方もおりますけれども、今までのずっと30年、20年、10年とこの仕事をやってきた、臨時職員としてやってきた方に対しては、やはり特別の扱いをするべきではないかと思うわけです。今回、今年変わりました、また来年も労働条件が時間給になるわけです。それは恐らく国会で決めたパート労働法の関係だと思うわけです。このパート労働法の期間の問題については、平成15年の労基法改正によって有期雇用労働者についての雇用期間の上限も延長されています。その結果として「パート労働者については、雇用期間がこれまでの1年間から最長3年までの契約が可能となっております」とありますけれども、今度は潟上市では半年契約での更新みたいなのです。この法律から言えば最長3年までの契約もできる、可能だということが労基法第14条の1項にありますけれども、これが該当するのじゃないかと思うわけです。

それから賃金については、やはり400万人を超える年収200万円以下のワーキングプア、やはりこれ実施されますと潟上市でもそういう状況に、変な、言い方悪いのですけれども助長するとか助けていかないような状態になるので、もう一度見直しを図っていただきたいと思うわけです。

それから3つめの公益通報者保護法についてなのですけれども、これはもしかしたら潟上市では要綱をつくって実施するのじゃないかと思うわけです。しかし、要綱というのは内部に定めたもので、外の方に向かってのアピールではないわけです。条例としてやはり内外に向けて潟上市はこうですよと胸を張って言えるものがあれば、市民も安心して本当に市政を任せられる、そういうことになると思うわけです。この条例制定については法律がいろいろからんでおりますけれども、時間がかかってもやはりつくっていくべきじゃないかと思うわけです。それで、潟上市では県内で第1番めに男女共同参画宣言を致しました。大変高く評価されております。この問題についても、いろいろな公共工事をめぐるいろんな問題いろいろありますけれども、胸を張ってこういう条例を出したと、県内および全国に発信するべきじゃないかということをお思いますので、そ

の点についても、もう一度宜しく申し上げます。

○議長（藤原幸作） 暫時休憩します。

午前10時30分 休憩

.....

午前10時31分 再開

○議長（藤原幸作） 会議を再開致します。

石川市長。

○市長（石川光男） 11番藤原議員の再質問、1点めの国民健康保険税の3点ありますが、2点めの保健師のことについてご答弁を致します。

先ほど答弁しましたが、厳しい財政状況の中で保健師の仕事の重要性をかんがみて保健師を今年から1人増員したということをご理解願いたいと思います。

それから給食調理員の特別な扱いということは、これは地方公務員法で禁じられています。しかもなお対象者については、先ほど答弁したとおり3日間にわたって各対象者に説明をし、理解を得ているという報告を受けております。

それから見直しについてどうかということですが、今言ったとおり今のところ見直しする気持ちはございません。

それから公益通報の件については、要綱でなくて条例化すべきではないかと、時間かかって、ということですが、この法律そのものが先ほど答弁したとおり条例化を求めておりません、法律では。だがしかし先ほどの質問で、この法律の重要性をかんがみて要綱を定めているということをご理解願えればありがたいと思います。

○議長（藤原幸作） 宮田市民課長。

○市民課長（宮田隆悦） それでは1点めのご質問にお答え致します。

減免申請の申請につきましては確実な実行とありますが、昨年につきましても先ほどお話ししましたように149件中の143人が承認されております。ただ、不承認の6人ですが、これにつきましては所得の制限等々がございまして、ある程度の一定の基準を超えているということでの不承認になったということでございますので、申請についてはうちの方でも真剣に審査しているという状況でございますので、ひとつご理解をお願い致します。

以上です。

○議長（藤原幸作） 11番、再々質問ありますか。11番。

○11番（藤原典男） 減免申請については件数はわかりましたけれども、減免申請できるという方がやはりわからないと、減免申請できるのかどうかもわからない方がやはりいると思うのですよ、いっぱい。その方たちにもやはり減免申請ができるよという取り組みを市では行うべきではないかという私の趣旨なのです。

それから保健師さんのことはわかりましたけれども、将来に向けてのやはり予防医療の対策、しっかり計画的なものを私も早く見たいですし、それからみんなで一緒に健康な潟上市をつくっていきたいと思うわけです。そういう点で保健師さんの仕事はどうなのかという質問を致しました。

それから給食調理員さんの問題ですけれども、他の臨時職員の方にも関係ありますが、今答弁を聞いていますと地方公務員法で決まっているというお話しでしたけれども、私は国会で決まったパート労働法が適用になるのじゃないかと思うわけです。そこら辺のところであれば、もしそのパート労働法が適用であれば、さっき言いましたように半年半年の契約じゃなくて3年とかということもできるわけです。ですからちょっと見解はちょっと違いますけれども、そこら辺の条例的なものということについてももう一度伺いたいと思います。

それから待遇については、手当はやはりパート労働法でも例えば交通費の問題とかいろいろな扶養手当の問題とか、それはカットされるということはこれにも載っているとおりなのですけれども、まず来年からということじゃなくて、今までのいろいろな頑張ってきた経過を見ながら、やはり来年からということじゃなくてもっとなだらかに2年かけて、3年かけてと調整していかなければ、やはり家計に響くのがかなり大きいと思うのです。ということでは回答は出ましたけれども、もう一度配慮をお願いしたいということで再々質問を終わります。

○議長（藤原幸作） 石川市長。

○市長（石川光男） 予防医療についての重要性というものは、11番から言われるまでもなく我々一番重要だと思っています。医療費の増嵩というのは税に跳ね返ってまいりますので、医療費の増嵩をいかに抑えるかということは、保健師さんの仕事も含め我々行政としていかに医療費の増嵩を抑えられるかということは、予防医療の教室とか行政が一生懸命やっているわけですが、今後とも病気にかからないような運動といいますか行政を進めてまいりたいと。

それからパート労働法の適用にならないかということですが、これは先ほども答弁し

ましたが地方公務員法に従って1年更新ということをお話しましたが、パート労働法についての適用にならないということについては、この後よく部局に勉強させます。

それと手当等についても云々であります。これは違法ボーナスということで読売新聞に大きく載っております。違法だということで、これは是正しなければならないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（藤原幸作） これをもって11番藤原典男議員の質問を終わります。

○11番（藤原典男） どうもありがとうございました。

○議長（藤原幸作） 以上をもちまして一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。よって、本日はこれで散会します。

なお、15日金曜日午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうも御苦労さまでございました。

午前10時36分 散会

